

電気需給約款等の変更に関するお知らせ

当社のずっとも電気をご契約いただいているお客さまにつきましては、平成29年9月1日より、以下の通りご契約内容を一部変更いたしました。
それにともない、電気事業法にもとづきその内容をお知らせします。

■変更の対象

電気需給約款

※電気料金メニュー定義書（ずっとも電気1、ずっとも電気2、ずっとも電気3）
付帯メニュー定義書（ガス・電気セット割）の内容に変更はありません。

■変更の内容

- 電気需給約款内において、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、FIT法）を引用している条文の表記等を変更しました。
FIT法の改正（平成29年4月1日施行）により、当該法令に新規条項の追加等が行われたことを受けて、当社の電気需給約款で当該法令を引用している条文の表記等を変更しております。なお、電気需給約款の実質的な変更はありません。
- 電気料金単価に変更はありません。
- 本変更に伴い、お客さまによるお手続きは不要です。

以上